

### (3) 問題提起で反対利益に言及するテクニック

賃借権を時効取得（民法163条1項）が認められるか。

確かに、賃借権は債権であるから「所有権以外の財産権」（民法163条1項）にあたらないとも思える。

しかし、賃借権は継続的な性質を有することから「所有権以外の財産権」として時効取得の対象となりうる。もっとも、所有者に時効中断の機会を与える必要がある。

そこで、①土地の継続的な用益が認められ、②それが賃借の意思に基づくことが客観的に表示されている場合に、賃借権も「所有権以外の財産権」として時効取得が認められると解する。

下線部の反対利益について問題提起で示すことも可能である。

賃借権は**債権であるが**時効取得（民法163条1項）の**対象となるか**。

**賃借権は継続的な性質を有する債権であるから**「所有権以外の財産権」として時効取得の対象となりえる。もっとも、所有者に時効中断の機会を与える必要がある。

そこで、①土地の継続的な用益が認められ、②それが賃借の意思に基づくことが客観的に表示されている場合に、賃借権も「所有権以外の財産権」として時効取得が認められると解する。

問題提起部分で反対利益に配慮することにより論述全体がコンパクトとなる。そもそも問題提起と反対利益には共通する部分がある。反対利益が存在するからこそ問題が生じるともいえるからである。